

<資料>相続法の改正と遺言書の変化

KIKUYA, Masato / 菊谷, 正人

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

56

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

79

(終了ページ / End Page)

90

(発行年 / Year)

2019-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025622>

〔資料〕

相続法の改正と遺言書の変化

菊 谷 正 人

I 相続法改正の理由

人は、老衰・病死、交通事故、水難事故、地震・津波、火災などによって亡くなるが、人が死亡した時に「相続」は開始する（民法第882条）。

相続とは、人の死亡に伴い、その死亡した者（「被相続人」という）が生前に持っていたすべての財産（「相続財産」という）を受け継ぐことである。相続財産を受け継ぐ配偶者・子供など、一定の関係のある者は「法定相続人」と呼ばれる。

相続税の総額は、被相続人から相続または遺贈（遺言を行って法定相続人以外の個人に財産を与えること）によって取得した相続財産を取得したすべての者に係る「相続財産の課税価格」から、「遺産に係る基礎控除額」を控除した課税遺産額について、その被相続人の「法定相続人の数」に応じて、相続人が「法定相続分」（後述される）に応じて取得した場合におけるその各取得金額につき、それぞれの金額にそれぞれの税率を乗じて計算した金額の総計である。

つまり、「遺産に係る基礎控除額」を超える部分に相続税が課されることになるので、「遺産に係る基礎控除額」の範囲内であれば、相続税は課税されない。平成27年1月1日前には、「遺産に係る基礎控除額」は次のように計算されていた。

$$\begin{aligned} \text{基礎控除額} &= 5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \\ &\times \text{法定相続人の数} \end{aligned}$$

相続税法（昭和25年法律第73号）の改正によって、平成27年1月1日以降では基礎控

除額は4割程度減少し、次のような計算式に変更されている（相続税法第15条）。

$$\begin{aligned} \text{基礎控除額} &= 3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \\ &\times \text{法定相続人の数} \end{aligned}$$

「遺産に係る基礎控除額」の減額は自動的に課税標準を増額させるので、それまで相続税の対象でなかった人も相続税を納税・申告しなければならない場合も出てきた。とりわけ、地価の高い首都圏・大都市圏に住む人には、相続税の税率も引き上げられたために、増税となった。

税制改正により平成27年には相続税が重課されたが、日本社会では、少子高齢化、平均寿命の伸長等が進んだために、法律で保護しなければならない高齢者が増えてきた。被相続人ばかりでなく相続人も高齢化し、「老老相続」が一般化してきたが、一方で、「老老介護」、「老後破産」、「高齢者の貧困化」などという言葉も世間を騒がせている。このような高齢化の進展や国民の権利意識の高まり等に対応するために、配偶者の法定相続分の引上げ、寄与分制度の新設等を明文化した昭和55年の改正以来、民法における「相続」の規定が、実に40年ぶりに大幅修正されている。

平成30年7月6日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）が成立し、同年7月13日に公布されている。この法律の成立によって、民法（明治29年法律第89号）の第5編「相続」に関する規定が修正された。新規に「配偶者の居住の権利」（8章）、「特別の寄与」（10章）が設けられるとともに、従来の遺産分割制度・遺言制度・遺留分制度も抜本的に改正されている。

主として、配偶者の死亡により残された高齢の他方配偶者（主に夫に先立たれた高齢の妻が想定されている）の余生の経済的・精神的安定を保証・確保するために、民法改正が行われたのである。

さらに、高齢化に対応し、親族間における相続を巡る紛争・揉め事（争族）を防止する観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度の創設のために、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号、以下「遺言書保管法」と略す）が同日に成立した。争族化の回避のために遺言書の利用を促進する必要性が高まり、「遺言書保管法」が新設されたのである。

これらの改正法・新法は、次のように平成31年1月から順次に施行されることになっている。

「自筆証書遺言方式の緩和制度」（平成31年1月13日施行）

「葬儀費用等の必要資金のために故人の預貯金を引き出せる制度」（令和元年7月1日施行）

「婚姻期間20年以上の夫婦の自宅贈与に対する遺産分割対象除外制度」（令和元年7月1日施行）

「相続人でない者の特別寄与料制度」（令和元年7月1日施行）

「配偶者が自宅にそのまま住める配偶者居住権制度」（令和2年4月1日施行）

「自筆証書遺言書の法務局保管制度」（令和2年7月10日施行）

本稿では、40年ぶりに改正された民法（相続法）および新設された「遺言書保管法」について、基本的な重要事項をコンパクトに分かり易く解説する。

Ⅱ 被相続人の預貯金の引出制度の創設

突然の死亡により葬儀費用や医療費が多額に上った場合、緊急に資金を工面しなければならない。

葬儀には、棺桶、祭壇、遺影、お花、案内看板、お布施代、参列者への飲食代など、さまざま

な費用がかかる。相続税法の規定（相続税基本通達13-4）に従えば、葬式費用は葬式の前後にかかった費用であり、相続財産から控除できる「葬式費用」には、たとえば次のような費用が挙げられている¹⁾。

(イ) 死体の運搬（および捜索）にかかった費用

(ロ) 葬式に係る費用（たとえば、喪服の賃借料、タクシー代、葬儀場・告別式場代、お浄めセット代、通夜等の飲食代など）

(ハ) 火葬代、埋葬・納骨に係る費用

(ニ) お布施・戒名料・読経料などで、相当と認められる費用

亡くなった人（被相続人）の預貯金は、相続開始時に口座凍結される。相続人による「遺産分割協議」（後述される）が終わるか、さもなければ相続人全員の同意がない限り、相続財産に属する預貯金を引き出すことはできなかった。

平成30年の民法改正によって、令和元年7月1日以降は、故人（被相続人）の預貯金について遺産分割前に相続人が単独で一定額を引き出すことができるようになった。この改正により、葬儀費用などの必要な資金を引き出せないといった不便さが解消されるであろう。

相続人が預貯金を引き出せる方法としては、(a)「金融機関に直接依頼する方法」、(b)「家庭裁判所に申し立てする方法」の二つがある（民法第909条の2）。

上記(a)「金融機関に直接依頼する方法」では、被相続人の預貯金を引き出せる金額は金融機関ごとに下記算式により計算され、ひとつの金融機関から引き出せる上限額は150万円である。

預貯金金額残高 × 1/3 × 相続人の法定割合

上記(b)「家庭裁判所に申し立てる方法」では、上限額は相続人の「法定相続分」となる。したがって、(a)の方法よりも上限額は多額になるかもしれないが、裁判所への申立手続きが煩雑であること、引出し理由が必要になるというデメリットもある。

Ⅲ 遺産分割の見直し

1. 遺産分割の基本的仕組み

「相続」は、原則として、遺言によって行われる。ただし、遺言が残されていなかった場合には、被相続人の遺産は「法定相続人」（民法で定めている親族）に相続されることになる。これを「法定相続」という。

民法で定める「法定相続人」の範囲は、被相続人（故人）と配偶関係にある「配偶者」と血族関係にある「血族相続人」に限定されている。血族相続人は、直系尊属（父母）、直系卑属（子供）および傍系血族（兄弟姉妹）に分けられる（民法第 886 条～第 887 条、第 889 条～第 890 条）。

「配偶者」は常に相続人となるが、「血族相続人」の相続順序は次のように決められている。

第一順位：配偶者および被相続人の直系卑属

第二順位：配偶者および被相続人の直系尊属

第三順位：配偶者および被相続人の傍系血族

したがって、故人（被相続人）に第一順位の直系卑属（子供）がいる場合には、第二順位の直系尊属（父と母）と第三順位の傍系血族（兄弟姉妹）には相続権はなくなる。

また、非嫡出子（正式な婚姻関係にない男女間に生まれ、認知された子）にも、子供として相続権が与えられている（民法第 900 条第 4 号）。

被相続人に子供（第一順位の相続人）がいない場合には父母（第二順位の直系尊属）、子供も父母（第一順位・第二順位の相続人）もいない場合には兄弟姉妹（第三順位の傍系血族）が「法定相続人」となる。

なお、相続人となる子供または兄弟姉妹が被相続人よりも先に（相続開始前に）亡くなっていた場合等には、その者の子供が相続人に代わって相続権を持つことができる。これを「代襲相続」という。

法定相続人が一人しかいない場合には、相続財産はすべてその人に受け継がれるが、複数の法定相続人がいるときには、相続財産は共有となる。複数の法定相続人は、民法で定められた「法定割合」に応じて分けることになる。「法定

相続分」は、法定相続人の構成によって次のように決められている（民法第 900 条）。

(A) 配偶者と直系卑属：配偶者に 2 分の 1、直系卑属（子供）に 2 分の 1

(B) 配偶者と直系尊属：配偶者に 3 分の 2、直系尊属（父母、祖父母）に 3 分の 1

(C) 配偶者と傍系血族：配偶者に 4 分の 3、傍系血族（兄弟姉妹）に 4 分の 1

故人（被相続人）に子供がなく、配偶者のみが相続する場合には、配偶者が遺産の全部を相続する。なお、故人の配偶者も他界し、相続人が子供だけである場合には、子供だけで均等按分する。故人に配偶者も子供もない場合、直系尊属が全部を相続するが、直系尊属の相続順位は、第 1 順位に親、第 2 順位に祖父母となっている。

直系卑属、直系尊属、傍系血族または代襲相続人の人数が複数である場合には、各自の相続分は均等となる。

たとえば、上記 (A) において子供が 2 人いる場合には、それぞれの子供の法定相続分は 4 分の 1、(B) において直系尊属が 2 人いる場合には、それぞれの直系尊属の法定相続分は 6 分の 1、(C) において兄弟姉妹が 2 人いる場合には、それぞれの兄弟姉妹の法定相続分は 8 分の 1 となる。

ただし、法律上の夫婦でない男女の間に生まれた不倫・愛人の子（非嫡出子）には、認知されていなければ相続権はない。従来、認知された場合における法定相続分は、法律上の夫婦の間に生まれた正妻の子（嫡出子）の 2 分の 1 であったが、平成 25 年 9 月 4 日に憲法第 14 条第 1 項の規定「すべての国民は、法の下で平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的関係において、差別されない。」に違反すると判示した最高裁判決を受けて、平成 25 年 12 月 5 日に民法が改正され、嫡出子と同じ相続分になっている。

故人から遺された財産を相続するに際して、遺言があれば、「遺言の具体的内容」に基づいて相続財産を分割することができるが、遺言がない場合には、誰が何をどれだけ相続するのか

について相続人間で話し合い、遺産分割を決める必要がある。この話し合いを「遺産分割協議」という。

「遺産分割協議」に基づいて、遺産のすべてについて分割が確定した状態を「全部分割」、遺産の一部しか決まらなかった状態を「一部分割」という。早期の全部分割が理想的であるが、現実的には、一部分割の状態が平行線になってしまう話し合いもある。

たとえば、長男と次男の自宅が父親の名義であれば、それぞれが住んでいる自宅の土地建物を相続させることについて問題はないが、そのほかに定期預金、有価証券、ゴルフ会員権、アパートなどがあると、それらの遺産分割についてはなかなか話がまとまらない場合もある。このような場合には、まず、一部の遺産、たとえば自宅の土地建物の相続だけを確定してしまう分割方法が「一部分割」である。

「遺産分割協議」では、相続財産をそのままの具体的な形で誰がどれだけ相続するのかを話し合う。一般的には、長男が土地建物、長女が定期預金、次男が有価証券といったように、被相続人が生前に所有していた財産をそのままの姿で直接に引き継ぐ形態を取るようになる。このように、各相続人が被相続人の相続財産をそのままの形で受け継ぐことを「現物分割」という。

しかしながら、相続財産には、現金・預金のような金融資産とは異なり、土地建物、ゴルフ会員権などの固定資産のように、分割し難い遺産もあるので、「現物分割」では各相続人の相続分どおりにバランス良く分けることは難しい。

そのような場合には、多くの財産を相続した人が少なく相続した人に金銭などを支払うことによって差額分を調整する。この方法を「代償分割」という。

たとえば、母親が9,000万円の土地建物と3,000万円の現金・預金を遺して亡くなり、長男が土地建物、次男が現金・預金を相続した場合、長男は自己所有の株式・現金などの財産3,000万円相当を「代償財産」として次男に支払う遺産分割である。

このような遺産分割には、相続人全員の合意が必要であり、遺産分割協議が決裂した場合には、家庭裁判所に対して「遺産分割の審判」を申し立てることになる（民法第907条第2項）。

2. 婚姻期間20年以上の夫婦の自宅の贈与の遺産分割除外制度の創設

生前に夫（または妻）が妻（または夫）に財産を贈与した場合、「贈与税」が課税される。したがって、配偶者が生前に自宅を贈与した場合には、贈与税を課されたり、贈与された自宅も含めて相続時に遺産分割の取り分を決めることになっていた。

自宅は、ほとんどの場合、夫婦で築き上げた財産であるので、夫婦間で贈与した時に贈与税を課するのは酷なことである。このために、配偶者が長年住み慣れていた自宅に居住できなくなるというケースも出てきた。

前述したように、平成30年7月6日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立し、民法第5編の「相続」に関する規定が修正された。新規に「配偶者の居住の権利」が設けられるとともに、従来の遺産分割制度も改正されている。

相続税法第21条の6第1項の規定によれば、結婚して20年以上経つ夫婦が居住用不動産（居住の用に供する家屋または敷地）を相手に贈与した場合等には、2,000万円までは贈与税が課税されない措置が講じられている。つまり、下記の場合に「贈与税の配偶者控除」が認められている。

- ①居住用不動産の取得日の属する年の翌年3月15日までに、居住用不動産をその取得者の居住の用に供し、かつ、その後も引き続き居住の用に供する見込みである場合
- ②取得した金銭をもって、その取得の日の属する年の翌年3月15日までに居住用不動産を取得し、その取得者の居住の用に供し、かつ、その後も引き続き居住の用に供する見込みである場合

その場合、婚姻期間が20年以上であるかどうかの期間計算は、婚姻の届出があった日から贈与時の現況により判定される（相続税法第

21条の6第2項)

平成30年の民法改正によって民法第903条に第4項が新設され、婚姻期間20年以上夫婦の一方である被相続人が、他方配偶者に対し居住用不動産の贈与または遺贈を行った場合、被相続人の意思としては相続開始時に「特別受益」（生前における特別の財産援助、遺言による財産の引渡し）として取り扱わないことを表示したものと推定されることになった。したがって、「婚姻期間20年以上の夫婦の自宅」は遺産分割の対象から除外されることになる。この制度は、令和元年7月1日から施行されている。

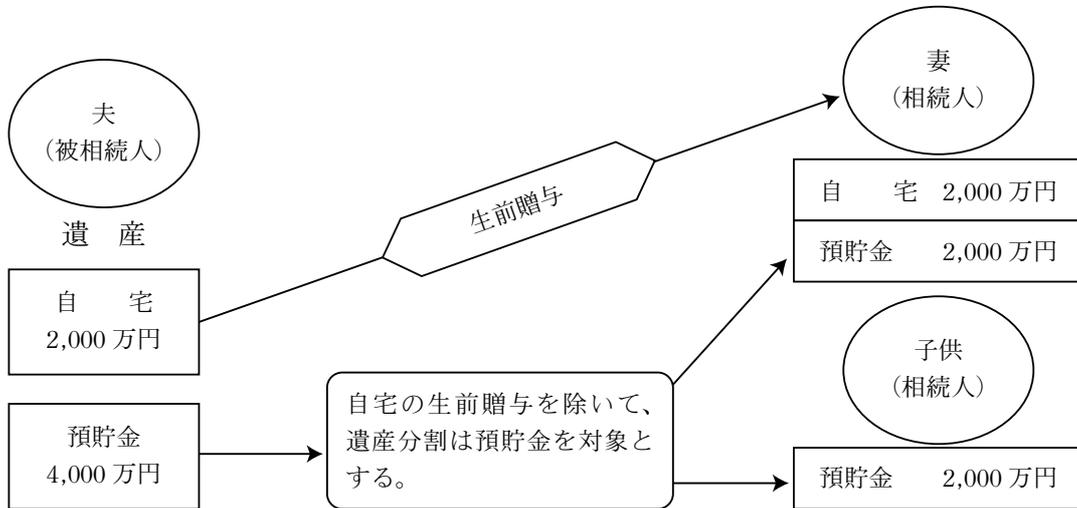
配偶者の保護の観点から、この特例措置では、たとえば夫が妻に自宅を生前に贈与した場合、夫が亡くなったときにはその贈与はなかったものと考え、遺産分割の取り分を決めることになる。相続財産の取り分を決める際に、贈与した自宅は相続財産の対象としなくてもよいことになった。

たとえば、婚姻期間が20年以上である夫婦間で2,000万円の自宅を生前に夫が妻に贈与しており、夫が亡くなったときの相続財産が2,000万円の自宅と4,000万円の預貯金であった場合、婚姻期間20年以上の夫婦の自宅2,000万円は遺産分割の対象から除外されるので、4,000万円の預貯金を子供と2分の1ずつ分けることになる。

従来では、相続財産6,000万円を子供と2分の1ずつ分割することになっていたため、妻は2,000万円の自宅と1,000万円の預貯金（または預貯金3,000万円）を相続していた。平成30年の相続法の改正により、妻は2,000万円の自宅と2,000万円の預貯金を相続できるようになり、妻の取り分が多くなるとともに、自宅に住み続けることができるようになっている。

図1では、婚姻期間20年以上夫婦の居住用不動産について、遺産分割の対象から除外される仕組みが示されている。

図1 婚姻期間20年以上夫婦の居住用不動産の遺産分割対象除外



3. 配偶者居住権制度の創設

(1) 配偶者居住権の新設

遺産分割により配偶者が高額な自宅を相続した場合、その他の相続人が預貯金等を相続し、配偶者には僅かな預貯金が残らず、配偶者が余

生の生活に困るケース、自宅を売却処分するケースなどが起こっていた。

平成30年の民法改正によって、残された配偶者が生活の基盤である自宅を優先的に住み続けることができる権利（「配偶者居住権」とい

う)が新設されている(民法第1028条第1項)。つまり、自宅の価値を「所有権」と「配偶者居住権」に分けて、配偶者は優先的に「配偶者居住権」を相続できるようになった。この制度は、令和2年4月1日から施行される。

たとえば、相続人が妻と長男であり、夫が残した遺産が3,000万円の自宅と4,000万円の預貯金であった場合、妻が自宅を相続すれば、預貯金を500万円しか相続できないので、余生の生活費が不十分であるという問題が生じていた。

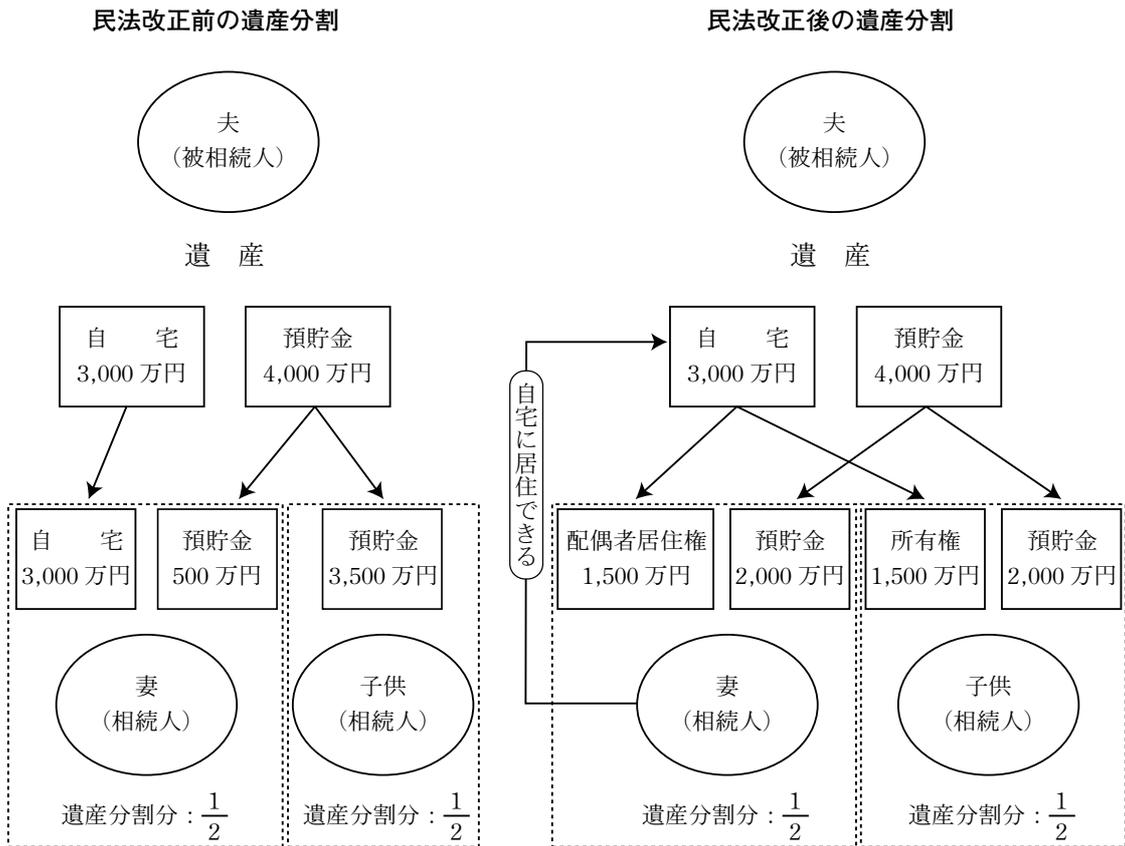
そこで、自宅の相続について、自宅の所有権と自宅を使う権利(居住権)に分け、自宅に住

める居住権を配偶者に優先的に認める「配偶者居住権制度」が創設されたのである。

したがって、自宅の3,000万円の価値は1,500万円の所有権と1,500万円の配偶者居住権とに分けられ、長男が所有権の1,500万円を、妻が居住権の1,500万円をそれぞれ相続することにより、妻は2,000万円の預貯金を相続することができる。したがって、妻(配偶者)は夫の死後にも長期間にわたり安定的な生活を継続できるようになる。

図2では、被相続人の自宅の「配偶者居住権」と「所有権」が遺産分割時に設定される仕組みが示されている。

図2 配偶者居住権の設定に伴う遺産分割



「配偶者居住権」の要件は、①相続開始時において被相続人の財産に属した建物（以下、居住建物という）に配偶者が居住していたこと、②その建物について配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割、遺贈または死因贈与が行われたことによって成立する²⁾。

「配偶者居住権」は、配偶者の居住権を保護するために認められた一身専属権であるため、「配偶者居住権」の帰属主体は配偶者に限定され、配偶者はこれを譲渡することはできない³⁾。

配偶者が配偶者居住権を第三者に対抗するためには、配偶者居住権の設定の登記を行わなければならない。居住建物の所有者は、配偶者に対して配偶者居住権の設定の登記を共同して申請させる義務を負う（民法第1031条）。

配偶者居住権の消滅原因としては、①遺産分割協議等で定められていた存続期間の満了、②配偶者が用法遵守義務・善管注意義務に違反した場合、居住建物の所有者による消滅請求、③配偶者の死亡、④居住建物の全部滅失等が挙げられる⁴⁾。

なお、平成31年度税制改正において、相続税における配偶者居住権等の具体的評価法は次のように定められている⁵⁾。

- (イ) 配偶者居住権（建物部分）の評価額：
建物の時価－建物の時価×（残存耐用年数－存続年数）÷残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
- (ロ) 居住建物の所有権：
建物の時価－配偶者居住権の評価額
- (ハ) 配偶者所有権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利：
土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
- (ニ) 居住建物の敷地の所有権等：
土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価格

上記における「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じた年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じてそ

れぞれに定める年数をいう。

- (イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合、配偶者の平均余命年数
- (ロ) 上記（イ）以外の場合、遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とする）

「配偶者居住権」の設定の登記については、居住建物の価額（固定資産税評価額）に対し1,000分の2の税率により登録免許税が課税される。

(2) 配偶者短期居住権の新設

配偶者が被相続人所有の建物に居住していたが、被相続人の死亡により居住建物を無償で使用する法的根拠を失い、直ちに居住建物を退去しなければならないとすると、とりわけ高齢者である場合には、精神的・肉体的な負担は大きくなると考えられる。被相続人が配偶者の無償居住を認める遺言を残していなかった場合には、居住建物の配偶者居住権は短期的にも保護されない。

平成30年の民法改正によって、配偶者の短期的な居住権を保護するために、従前の居住建物に引き続き無償で居住できる「配偶者短期居住権」が新設された。「配偶者短期居住権」の存続期間は、次の場合によってそれぞれ異なる期間が設けられている（民法第1037条）。

- ① 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産分割をすべき場合（配偶者が居住建物について遺産共有持分を有している場合）

遺産分割により居住建物の帰属が確定した日または相続開始時から6か月を経過する日のいずれか遅い日

- ② 上記①以外の場合（配偶者が居住建物について遺産共有持分を有していない場合）

居住建物取得者が配偶者短期居住権の消滅を申し入れた日から6か月を経過する日

なお、配偶者が相続開始時に居住建物の「配偶者居住権」を取得した場合には、「配偶者短期居住権」は消滅する（民法第1039条）。

Ⅳ 特別寄与料制度の創設

「嫁」という存在は、夫の両親の世話をする苦勞が多い割には、相続については非常に弱い立場に置かれている。とりわけ長男の妻は、結婚後に夫の両親と同居して何十年も面倒をみたとしても、夫の両親の相続に際しては法定相続人にはなれないので、遺産を相続できる権利は一切ない。

たとえば、交通事故で亡くなった長男（夫）の妻が、義母に先立たれて一人になり、闘病生活を余儀なくされていた義父のことを気の毒に思い、同居しながら面倒を見続けてきた状況の中で義父が亡くなった場合、長男の妻には相続権はない。

それに対し、家にも寄り付かず父の病気を見放していた次男、あるいは遠方に嫁いで世話をしなかった長女は法定相続人となることができる。長男の妻が、義父と同居して献身的に何年も看病していたときでも、長男の妻は相続人にはなれない。

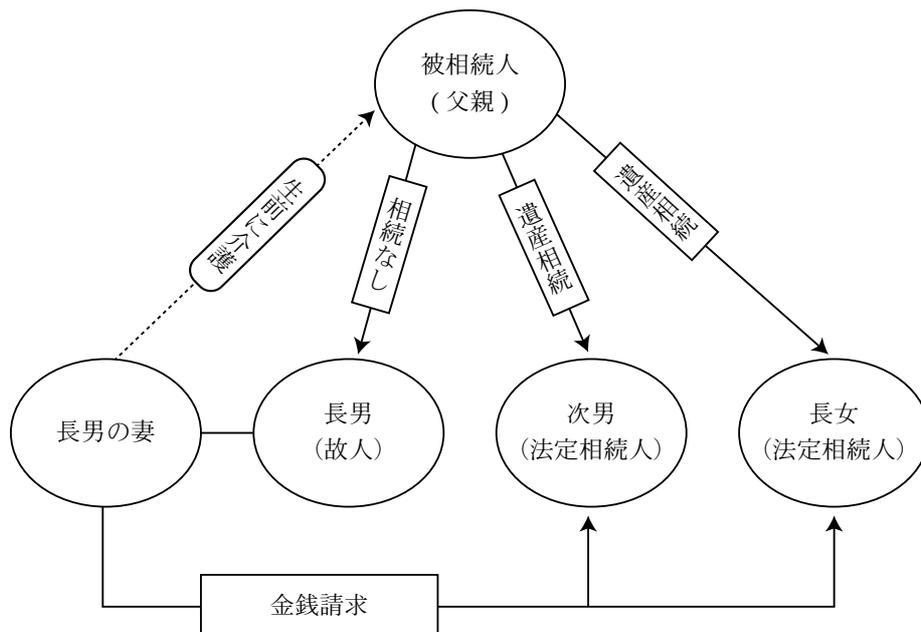
平成 30 年に改正された民法によって、相続人以外の親族（6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族、たとえば長男の妻）が無償で

被相続人（たとえば長男の父親）の療養介護等に貢献したことにより、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をしていた場合等には、遺産を全く相続できないのでは不公平になるために、法定相続人に対して金銭請求を認める制度が新設された（民法第 1050 条第 1 項）。この制度を「特別寄与料制度」といい、令和元年 7 月 1 日から施行されている。

相続人間では遺産分割の内容等に争いがない場合であっても、相続人以外の者の貢献の有無・程度について紛糾することがあるかもしれないので、全体として遺産分割を行うことができなくなるなど、相続を巡る紛争が複雑化・長期化するおそれがある⁶⁾。そこで「特別寄与料制度」では、遺産分割の手続きが過度に複雑にならないように、「遺産分割」は、現行法と同様に、遺産分割協議の当事者として相続人だけで行うが、法定相続人以外の者に「特別の寄与」が認められるときに、相続人に対して金銭を請求できるようにしている。つまり、「特別寄与者」は遺産分割に事後的・間接的に参加できる仕組みとなっている。

図 3 では、「特別寄与料制度」の仕組みが示されている。

図 3 「特別寄与料制度」の仕組み



V 自筆証書遺言書作成の改善

1. 自筆証書遺言書作成の緩和

遺言 (last will and testament、法律上は「いごん」と読む) は、死んだ後のことを言い残す (書き残す) 最後の言葉である。遺言者の最後の意思表示として、基本的には何でも書くことができるが、「法律上の遺言」としての効力が認められるためには、法定遺言事項 (相続に関する事項、身分に関する事項、財産処分に関する事項等) が必要である。

遺言の種類としては、「普通方式の遺言」と「特別方式の遺言」に大別される。

普通方式の遺言は、一般的に行われている遺言方式であり、自分の好きな時に自由に作成される遺言である。他方、特別方式の遺言とは、死が切迫している状況等、普通方式の遺言ができない危急状態時に、特別に認められている遺言 (一般危急時遺言、難船危急時遺言、一般隔絶地遺言、船舶隔絶地遺言) である。

本稿では、一般的な「普通方式の遺言」に限定するが、これには次の三種類がある⁷⁾。

(1) 自筆証書遺言

「自筆証書遺言」とは、遺言者が自分ひとりで書き残すことができる遺言であり、紙と筆記用具さえあれば作成できるので、最も手軽で簡単・安価な遺言である。

(2) 公正証書遺言

「公正証書遺言」とは、公証人が遺言者のために公正証書として作成する遺言である。公証人によって作成・保管されるので、遺言としては最も安全で確実である。

(3) 秘密証書遺言

「秘密証書遺言」とは、遺言の内容を秘密にして書き残す遺言である。遺言者が遺言の偽造・変造・紛失等を防ぎたい場合に、利用される。

遺言者がいつでも自由に作成できる「自筆証書遺言」は、遺言者が遺言書の全文を自筆で書き、さらに日付、氏名を自署した上で、これに押印しなければならない遺言である (民法第968条第1項)。したがって、代筆の遺言書は無効とされる。また、ワープロや録音テープ、

ビデオテープなどによる遺言書も無効となる⁸⁾。

日付は、複数の遺言書が残っていた場合、どちらが後に作成されたかを判断する上で、極めて重要である。原則として、「年月日」を書かなければならないが、元号、西暦のどちらでもよいことになっている。日付を特定する必要があるので、「令和2年5月吉日」、「令和4年5月」などの記載では、無効となる。他方、日付が特定できる「令和元年海の日」、「令和2年元旦」などの記載は有効である。「自筆証書遺言書」に署名する氏名としては、原則として、戸籍上の本名を書かなければならない。ただし、「遺言者」を特定できるならば、芸名や通称、屋号等でもよいことになっている⁹⁾。

「自筆証書遺言書」には、遺言者本人が押印しなければならないが、必ずしも実印である必要はない。

平成30年の民法改正によって、自筆証書遺言書の作成が緩和されることになった。手書きでしか認められていなかった自筆証書遺言に対して、「財産目録」については、自書する必要はない (民法第968条第2項)。

「財産目録」には、平成31年1月13日からパソコン入力・代筆が可能となり、預金通帳・不動産の登記事項証明書等のコピーにより預金残高・不動産価額等が特定できるようになった。

ただし、「財産目録」については、各頁に自筆署名・押印を行う必要がある (民法第968条第2項)。枚葉署名押印は要求されているが、印鑑については、遺言書本体で用いた印鑑と同一である必要はない。

2. 自筆証書遺言書の法務局保管制度の創設

「自筆証書遺言」は、民法で定める遺言方式の中で最も簡単・安価に作成できる。「公正証書遺言」で求められている「立会人」や「法定証人」の参加が必要ないので、誰にも知られずにいつでも自分の意思 (遺言) を書き残すことができる。

ただし、「自筆証書遺言」の内容は適切に書けていたとしても、民法で決められた形式が不

備である場合には、法的に無効とされる。たとえば、①日付が特定されていない、②パソコン入力した財産目録に自筆で署名していない、③不動産の所在地番の記載が間違っている場合等には、無効になる。

しかも、「自筆証書遺言」では、遺言者の死後遅滞なく「家庭裁判所の検認」を受けないと、遺言を執行できない。「検認」とは、家庭裁判所の係官が立ち会って、相続人と一緒に「自筆証書遺言」の内容を検査・認証することである。

なお、遺言書が封筒に封印されていた場合、検認の前に相続人が開封すれば、5万円以下の過料に処せられる（民法第1005条）。

さらに、被相続人（遺言者）が生前に「自筆証書遺言」の保管場所を家族に教えていなかった場合、遺言者の死亡後に見つからないこともある。誰かに発見されたとしても、都合のいいように遺言書が偽造・変造・隠匿・廃棄される危険性もある。

前述のように、「自筆証書遺言」が残された場合、「家庭裁判所における遺言書の検認」という手続きが必要であり、相続開始時に手間と時間がかかっていた。

「遺言書保管法」によって、令和2年7月10日から自筆証書遺言書を法務局で保管してもらう制度が始まる。遺言書の紛失・隠匿・偽造等のリスクがなくなるとともに、検認の手続きが不要となり、相続手続きが簡素化されるので、「自筆証書遺言書」を作成する人が増えるかもしれない。

遺言書の保管に関する事務は、法務大臣指定の法務局の「遺言書保管所」で行い、その実際の事務には「遺言書保管官」が取り扱う。したがって、遺言者は遺言書保管官に対して遺言書の保管を申請することになる（「遺言書保管法」第2条～4条第1項）。

遺言書保管の申請に際しては、遺言者自らが遺言書保管所（遺言者の住所地、本籍地、所有している不動産の所在地などの所轄法務局・支局・出張所）へ出頭しなければならない（「遺言書保管法」第4条第6項）。

保管申請に係る遺言書は、法令で定める様式

により作成した無封のものになる。なお、遺言書に添えて提出する申請書には、次の事項を記載しなければならない（「遺言書保管法」第4条第2項、第4項）。

- ① 遺言書に記載されている作成年月日
- ② 遺言者の氏名、出生の年月日、住所および本籍（外国人の場合、国籍）
- ③ 遺言書に受遺者または遺言執行者がある場合、その者の氏名または名称および住所
- ④ その他法務省令で定める事項

なお、遺言者はいつでも自分の遺言書の保管を申請することができるが、その申請には自ら遺言書保管所へ出頭し、本人確認の書類提示、説明を行わなければならない（「遺言書保管法」第5条）。

遺言書保管の申請と同様に、遺言者はいつでも遺言書の申請を撤回することができるが、その旨を記載した撤回書に法務省令で定める書類を添付して、自らが遺言書保管所に出頭・提出する必要がある。これにより、遺言書は返還され、当該遺言書の情報は消去される（「遺言書保管法」第8条）。

「関係相続人」（遺言者の相続人、遺言執行人および受遺者）は、遺言者の死後、遺言書保管ファイルに記載されている事項を証明した書面（遺言書情報証明書という）の交付を請求することができる（「遺言書保管法」第9条）。

遺言書保管の有無については、誰でも照会できるようになっている。その場合、遺言書に記載されている作成年月日、遺言書を保管している遺言書保管所の名称、保管番号が記載された書面（遺言書保管事実証明書という）の交付を申請することができる（「遺言書保管法」第10条）。

遺言書保管申請者、遺言書閲覧申請者、遺言書情報証明書交付者または遺言書保管事実証明書交付者に対して、それぞれの事務に係る実費のほか、物価変動を考慮して政令で定める手数料が徴収される。手数料は印紙納付による（「遺言書保管法」第12条）。

表1では、「自筆証書遺言」の特徴が「公正証書遺言」と「秘密証書遺言」と比較されている。

表1 普通遺言方式の特徴

事項	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言の要式	遺言者が全文を自筆で書き、日付、署名および押印が必要である。ただし、令和元年7月1日から、添付する「財産目録」には自書要件はないが、署名と押印は必要である。	遺言者が遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記・作成したものを読み聞かせ、閲覧させる。日付、署名および押印が必要である。遺言者と証人は、これを承認し、署名と押印を行う。	遺言者が証書に署名と押印を行い、封書に同じ印で封印する。公証人が封書に日付と遺言者申述を記載する。証人の署名と押印も必要である。
証人の有無	不要である。	2名以上必要である。	2名以上必要である。
検認の有無	必要であるが、令和2年7月10日から施行される「遺言書保管制度」を利用する場合には、不要である。	不要である。	不要である。
費用の有無	不要であるが、「遺言書保管制度」を利用する場合には、必要である。	「公証人手数料令」第9条別表に定められる費用が必要である。	「公証人手数料令」第28条に基づいて、11,000円が必要である。

VI むすび

わが国の平均寿命は伸び、少子高齢化が進展する一方で、高齢者間の再婚が増加するなど、相続を取り巻く社会経済状況は大きく変容してきた。このため、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高くなり、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮の観点から、民法における相続法制が見直された¹⁰⁾。

新規に「配偶者居住権」、「配偶者短期居住権」、「婚姻期間20年以上夫婦の自宅の遺産分割対象除外」、「特別寄与料」等が設けられるとともに、従来の遺産分割制度・遺留分制度も抜本的に改正された。このような遺産分割の大幅な見直しによって、高齢化した配偶者や特別寄与者に対する保護が図られ、「遺産分割協議」も円満に整うことが期待される。

さらに、高齢者が自筆証書遺言書を作成し易くするために、「自筆証書遺言方式」が緩和され、「遺言書保管法」の制定によって「自筆証書遺言書の法務局保管」も導入されることに

なった。この制度創設によって、遺言の利用が促進され、早期に遺産を巡る法律関係を確定して相続登記に資することが期待される。

注

- 1) 相続税法上、次のような費用は「葬式費用」として認められていない(相続税基本通達13-5)。
 - (イ) 墓地・墓石の購入費用、墓地の使用料
 - (ロ) 仏壇・仏具の購入費用
 - (ハ) 香典返し費用
 - (二) 喪服の新調費用
 - (ホ) 初七日・四十九日の法事費用
 - (ヘ) 医学上・裁判上の特別措置に係る費用等
- 2) 堂園幹一郎=野口宣大編著『一問一答 新しい相続法—平成30年度民法等(相続法)改正、遺言書保管法の解説』商事法務、2019年、11頁。
 - 3) 同上書、18頁。
 - 4) 同上書、30頁。
 - 5) 同上書、28頁および232～233頁。

- 6) 同上書、179 頁。
- 7) 菊谷宗貴＝肥沼 晃『ナゾかけ問答でわかる 遺言書と相続』税務経理協会、平成 24 年、114 ～ 115 頁。
- 8) 同上書、122 頁。
- 9) 「自筆証書遺言」の用紙については、特に定められていないので、便箋、原稿用紙、レポート用紙等、何でもよい。書式も、縦書き・横書き等、自由である。筆記具についても、毛筆、万年筆、

ボールペン、サインペン等、何でもよい。文字についても、判読できればどのような文字でも有効となる。判例では、日本語と英語が混在する遺言書も有効とされている。封筒に遺言書を入れることは、「自筆証書遺言」の要件にはなっていないが、なるべく封印した方がよい（同上書、123 ～ 124 頁）。

- 10) 堂蘭幹一郎＝野口宣大、前掲編著、1～2 頁。